

広島県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大野キッズ・ファミリ ークリニック 社会福祉法人 広島厚 生事業協会 メンタル クリニックみくまり 有限会社かみしま薬局	廿日市市大野中央五丁目一―四三 安芸郡府中町青崎中二四―二六 安芸郡熊野町萩原六丁目二二番一 号	平成二八年五月三一日 平成二八年八月三一日 平成二八年八月三一日